

2.令和3年度講習開催計画と事務フロー

① eラーニング講習の実施概要

(1)開催月、受講可能期間と修了年月日について

①令和3年度のeラーニング講習は、令和3年6月から令和4年3月まで、毎月開催いたしますが、受講可能期間は「選択した月の1日～末日」となります。受講者の方は、極力15日までに修了してください。

(ご注意)

月を跨いで受講することはできません。当該月末時点で未修了の場合は、欠席の扱いとなります。(受講料の返還はいたしません。)

②eラーニング講習の受講は場所と時間を問いません(オンデマンド方式)。また、複数日に亘って受講することができます。

※受講可能期間内であれば、修了した後でも、繰り返し受講することができます。

③「修了年月日」はeラーニング講習を「選択した月の所定日」となります。

P8の「令和3年度eラーニング講習事務日程一覧表」をご確認ください。

(例)8月講習を選択し8月30日に修了した場合、修了年月日は8月16日となります。

(2)eラーニング受講手続・本人確認手続・講習教材の事前搬送

①受講料払込後に送信される「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メールに基づきeラーニング受講情報入力を行います。

②講習開始前に本人確認手続を、「eKYCによる手続」と「郵送による手続」のいずれかの方法で、実施します。カメラ付きスマートフォンを所持されている方は、「eKYCによる手続」をご活用ください。

※スマートフォンは一部機種で利用できません。(詳しい事務手順はP11～12をご確認ください。)

「郵送による手続」は、指定する本人確認書類の写しを簡易書留で送付いただく方法です。

※①②の手続は「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メール受信日から14日以内に完了ください。

※「eKYCによる手続」で利用可能な本人確認書類は、運転免許証、マイナンバーカード、在留カードです。

※eKYCとは、スマートフォンを使用した犯罪収益移転防止法に準拠した本人確認手続のことです。

③本人確認手続完了後、所定日に、受講者が指定する場所に講習教材を搬送いたします。

講習教材の搬送場所は、eラーニング受講手続時(上記(2)①)に指定(入力)いただきます。

発送日は、P8の「令和3年度eラーニング講習事務日程一覧」をご確認ください。

(3) 利用可能機器

eラーニング講習は、webカメラ付パソコンやタブレット端末、スマートフォンから受講できます。

※上記いずれかをお持ちでない方は、eラーニング講習を受講できません。

※webカメラがパソコンに内蔵されていない場合、「外付け」が必要です。

受講途中で、利用機器を変更することも可能です。

(4)修了の認定、修了証明書の交付

①全カリキュラム(講義の視聴+理解度テスト合格)の修了者に、修了証明書を交付します。

②修了証明書は、修了認定の後、協会ホームページからダウンロードし印刷してください。

(5)不正行為者への対処

○eラーニング講習において、なりすまし行為等による不正受講を行った場合、講習事務規定第27条第1項に基づく処分として講習の修了が取消されます。

○また、日本貸金業協会が定める「受講禁止期間と処分基準」に基づき、一定の期間、貸金業務取扱主任者講習を受講することができません。

○処分の結果については、講習事務規定第27条第4項に定めるところにより、金融庁長官に通知いたします。

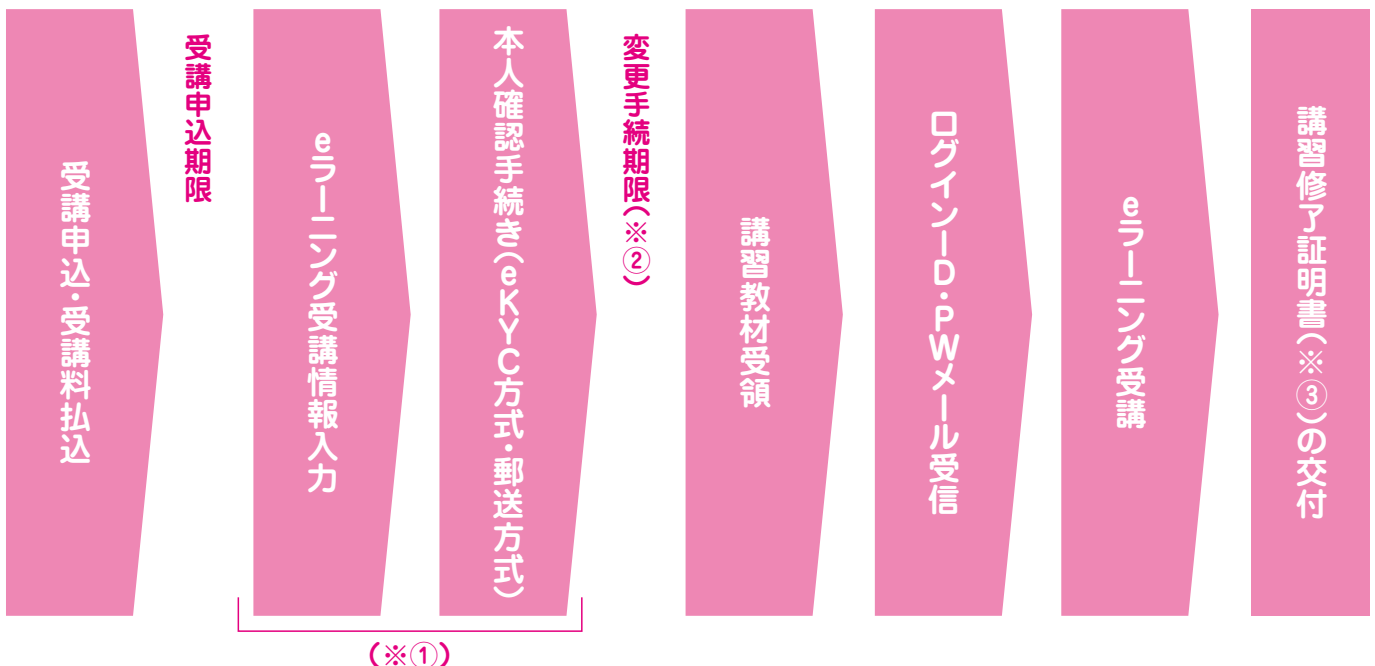
② 令和3年度eラーニング講習事務日程一覧と事務フローの概要

令和3年度eラーニング講習事務日程一覧

開催月	講習修了日	受講申込期限	変更手続期限	講習教材 発送予定日	eラーニング用 ID・PW 送信予定日
		個人申込			
6月	6月15日	4月7日(水)	4月7日(水)	5月26日(水)	5月31日(月)
7月	7月15日	5月12日(水)	5月12日(水)	6月25日(金)	6月30日(水)
8月	8月16日	6月9日(水)	6月9日(水)	7月26日(月)	7月29日(木)
9月	9月15日	7月7日(水)	7月7日(水)	8月26日(木)	8月31日(火)
10月	10月15日	8月11日(水)	8月11日(水)	9月27日(月)	9月30日(木)
11月	11月15日	9月8日(水)	9月8日(水)	10月26日(火)	10月29日(金)
12月	12月15日	10月11日(月)	10月11日(月)	11月25日(木)	11月30日(火)
1月	1月17日	10月27日(水)	10月27日(水)	12月21日(火)	12月24日(金)
2月	2月15日	12月6日(月)	12月6日(月)	1月26日(水)	1月31日(月)
3月	3月15日	1月5日(水)	1月5日(水)	2月22日(火)	2月28日(月)

※「変更手続期限」とは、「会場講習からeラーニング講習への変更」及び「eラーニング講習の受講月の変更」を行おうとする場合の受付(入力)の期限です。(個人申込の受講申込期限日と同日となります。)

<ご参考>eラーニング受講申込から修了証明書の交付までの流れ(イメージ)



※①この手続においては、「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メール受信日から14日以内に「eラーニング受講情報入力」と「本人確認手続き」を完了してください。

※②「変更手続期限」の翌日に、各講習月毎の受講対象者を確定します。

※③選択された講習月の所定の「講習修了日」となります。(上記「eラーニング講習事務日程一覧」をご確認ください。)